

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月5日

厚木市長

山口貴裕

厚木市住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 条」を「第 7 条」に、「まちづくり基本計画（第10条）」を「都市計画マスタープラン（第 8 条・第 9 条）」に、「第11条～第18条」を「第10条～第16条」に、「都市計画の案の作成手続（第19条～第22条）」を「都市計画決定等における住民参加（第17条～第25条）」に、

「

第 3 章 特定開発事業

」

を

「

第 3 章 大規模土地取引行為の届出（第26条）

第 4 章 特定開発事業

」

に、「第23条～第34条」を「第27条～第38条」に、「第35条～第42条」を「第39条～第52条」に、「第43条～第50条」を「第53条～第60条」に、

「

第 4 章 雑則（第51条～第56条）

第 5 章 罰則（第57条・第58条）

」

を

「

第 5 章 雑則（第61条～第66条）

第 6 章 罰則（第67条・第68条）

」

に改める。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりにおける基本原則を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、まちづくりにおける市民参加及び適正な土地利用のための手続並びに特定開発事業における手続等及び基準等を定めることにより、持続可能な住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 項中「育んでいくよう」を「育みながら、新たな魅力を創出し、これらが次世代に継承されていくように」に改め、同条第 2 項中「すべての市民が」を「全ての市民が健康で文化的な生活を享受し」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 まちづくりは、厚木市環境基本条例（平成30年厚木市条例第 4 号）の理念を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとなるように行われなければならない。

第3条第1号中「有する者」の次に「、市内で事業を営む者」を加え、「所有者又は占有者」を「全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者」に改め、同条第3号エ中「隣接した」を「開発区域に隣接した」に改め、同条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 近隣住民 開発区域の境界から規則で定める距離以内の区域(次号において「近隣区域」という。)において土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。

(7) 周辺住民 近隣区域の境界から規則で定める距離以内の区域において土地又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。

(8) 公共公益施設 次に掲げる施設をいう。

ア 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設

イ 消防施設

ウ ごみ及び資源集積所

第3条第9号中「以下」の次に「これらを」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

2 事業者及び工事施工者は、開発事業を行うときは、本市が実施する脱炭素社会に向けた施策その他のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第7条の見出し中「防災」の次に「及び減災」を加え、同条第1項中「防災」の次に「及び減災(災害による被害を可能な限り最小化することをいう。次項において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 事業者は、開発事業を行うときは、防災及び減災の推進に積極的に取り組むとともに、本市が実施する防災及び減災に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第8条及び第9条を削る。

第2章第1節を次のように改める。

第1節 都市計画マスタープラン

(都市計画マスタープランの策定)

第8条 市長は、基本原則に基づく良好なまちづくりを計画的に推進するため、都市計画法第18条の2に規定する基本方針として、厚木市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するものとする。

2 市長は、都市計画マスタープランを策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、都市計画マスタープランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ厚木市都市計画審議会条例(昭和44年厚木市条例第38号)第1条に規定する厚木市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(まちづくりの計画等)

第9条 まちづくりは、都市計画マスタープランのほか、次に掲げる計画等により行わなければならない。

(1) 都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画(以下「地区計画等」という。)

- (2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- (3) 厚木市景観条例(平成22年厚木市条例第3号)第5条第1項に規定する景観計画
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画
- (5) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市が策定した方針、計画等のうち、まちづくりに関するもの

第2章第2節中第11条の前に次の1条を加える。

(地域まちづくり協議会)

第10条 市長は、一定の地域の住民等により組織され、当該地域を対象とする地域まちづくりの推進を目的として、地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めたまちづくりの計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定しようとする団体であって、規則で定める要件を満たすものを地域まちづくり協議会として認定することができる。

- 2 地域まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請を行った地域まちづくり協議会に通知するとともに、その認定の内容その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会(次項及び第7項において「認定を受けた地域まちづくり協議会」という。)は、第2項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 5 認定を受けた地域まちづくり協議会を解散したときは、当該認定を受けた地域まちづくり協議会の代表者であった者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該地域まちづくり協議会の認定を取り消すものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、市長は、認定を受けた地域まちづくり協議会が、第1項の団体に該当しなくなると認めるときその他規則で定める事由に該当したときは、その認定を取り消すものとする。

第11条から第13条までを次のように改める。

(地域まちづくり協議会に対する支援)

第11条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、規則で定めるところにより必要な支援を行うことができる。

(地域まちづくり計画の認定)

第12条 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり計画が次の各号のいずれにも該当するときは、当該地域まちづくり計画について、市長の認定を受けることができる。

- (1) 当該地域まちづくり計画の対象となる地域（以下「地域まちづくり計画区域」という。）内に住所を有する18歳以上の者その他規則で定める者の2分の1以上の者の同意を得ていること。
 - (2) 当該地域まちづくり計画区域の面積が1,000平方メートル以上であること。
 - (3) 都市計画マスタープランに整合していること。
 - (4) その他規則で定める要件を満たしていること。
- 2 地域まちづくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請を行った地域まちづくり協議会に通知するとともに、認定を受けた地域まちづくり計画の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画に係る地域まちづくり計画区域内で特定開発事業を行う事業者及び工事施行者は、当該地域まちづくり計画を遵守するよう努めなければならない。
- 5 地域まちづくり協議会は、第1項の規定による認定を受けた地域まちづくり計画を変更しようとするとき（規則で定める軽易な変更であるときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。
- 6 第1項から第3項までの規定は、地域まちづくり計画を変更する場合について準用する。
- 7 地域まちづくり協議会は、第1項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた地域まちづくり計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 8 地域まちづくり協議会は、前項の規定による届出をするときは、規則で定める者の2分の1以上の同意を得なければならない。
- 9 市長は、第10条第6項及び第7項の規定により地域まちづくり協議会の認定を取り消したとき又は第7項の規定による届出があったときは、当該地域まちづくり協議会が市長の認定を受けた地域まちづくり計画又は当該届出に係る地域まちづくり計画の認定を取り消すものとする。
- 10 市長は、前項の規定により地域まちづくり計画の認定を取り消したときは、当該地域まちづくり計画の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(地域まちづくり協定の締結)

第13条 地域まちづくり協議会は、前条第1項の規定により地域まちづくり計画の認定を受けた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、市長と当該地域まちづくり計画を内容とするまちづくりに関する協定（以下「地域まちづくり協定」という。）を締結することができる。

- (1) 当該地域まちづくり計画区域内に住所を有する18歳以上の者その他規則

で定める者の3分の2以上の者の同意を得たとき。

- (2) 当該地域まちづくり計画区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の面積と同号の規定による同意をした者が有する借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権をいう。以下同じ。）の目的となっている土地の面積との合計が、当該地域まちづくり計画区域内の全ての土地の面積と対抗要件を備えた借地権の目的となっている全ての土地の面積との合計の3分の2以上となる時。
- 2 地域まちづくり協議会は、地域まちづくり協定の締結を求めるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出があった場合において、地域まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ厚木市まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、地域まちづくり協定を締結したときは、当該地域まちづくり協定の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。
- 5 地域まちづくり協定を締結した地域まちづくり協議会は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域まちづくり協定の変更又は廃止を市長に申し出ることができる。
- 6 第1項から第4項までの規定は、地域まちづくり協定を変更し、又は廃止する場合について準用する。この場合において、地域まちづくり協定を廃止するときにおける第1項の規定の適用については、同項中「3分の2以上」とあるのは、「2分の1以上」と読み替えるものとする。

第14条第2項中「当該地域まちづくり協定」を「、当該地域まちづくり協定」に改め、「事業者」の次に「及び工事施行者」を加え、「講ずることを勧告する」を「講ずることについて、指導又は助言をする」に改める。

第15条中「第13条第3項の規定により地域まちづくり協定が締結されたときは、」を削り、「地域まちづくり協議会は」の次に「、第13条第1項の規定により地域まちづくり協定が締結されたときは」を加え、「当該協定」を「当該地域まちづくり協定」に、「都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画（以下「地区計画等」という。）」を「地区計画等」に改める。

第16条及び第17条を削る。

第18条第1項を次のように改める。

第13条第3項及び第26条第3項の規定による意見を聴くため、厚木市まちづくり審議会（以下「まちづくり審議会」という。）を設置する。

第18条第2項中「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第16条とする。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 都市計画決定等における住民参加

第19条第1項ただし書中「軽易な変更と認められるもの」を「軽易な変更として規則で定めるもの」に改め、同条第2項中「市内に住所を有する者」を「住民等」に、「前項の」を「前項に規定する」に、「経過する日までの間に、意見書

を」を「経過する日までに、規則で定めるところにより原案に対する意見書を市長に」に改め、同条第4項中「公告の日から」を「公告の日の翌日から起算して」に改め、第2章第3節中同条を第17条とする。

第58条を第68条とする。

第57条中「第52条」を「第63条」に改め、同条を第67条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第56条を第66条とする。

第55条第1項第1号中「第49条」を「第59条」に、「第50条」を「第60条」に改め、同項第2号中「第52条」を「第63条」に改め、同条第2項中「事業者又は工事施行者」を「同項各号に該当する者」に改め、同条を第65条とする。

第54条第1項中「（以下「立入検査」という。）」を削り、同条第3項中「立入検査」を「第1項の規定による立入検査」に改め、同条を第64条とし、同条の前に次の1条を加える。

（命令）

第63条 市長は、前条の規定による勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うよう命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第53条を削る。

第52条の見出しを「（勧告）」に改め、同条各号列記以外の部分中「行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて」を「行為を停止し、又は」に、「講ずることを命ずる」を「講ずるよう勧告する」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第31条又は第34条第2項の規定による承認を受けた内容と異なる特定開発事業を行った事業者又は工事施行者

(2) 第32条の規定に違反した事業者又は工事施行者

第52条第3号中「第33条」を「第37条」に改め、同条を第62条とし、第51条を第61条とする。

第4章を第5章とする。

第3章第3節中第50条を第60条とし、第49条を第59条とする。

第48条第1項及び第2項中「第46条第5項」を「第56条第5項」に改め、同条を第58条とし、第47条を第57条とし、第43条から第46条までを10条ずつ繰り下げる。

第3章第2節に次の3条を加える。

（埋蔵文化財に係る協議）

第50条 事業者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内及びその周辺で特定開発事業を行うときは、市長と埋蔵文化財の保護について協議しなければならない。

（教育委員会との協議）

第51条 事業者は、住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅に居住することとなる児童及び生徒の小学校及び中学校への受入れ等について、厚木市教育委員会と必要な協議をしなければならない。

（自治会への加入促進の協力）

第52条 事業者は、住宅の建築を目的とする特定開発事業を行うときは、当該住宅の入居者に対し、自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）への加入促進に努めなければならない。

第42条を第49条とし、第41条を第48条とし、第40条を第47条とする。

第39条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「当該開発区域内に防犯灯の設置等必要な措置」を「当該開発区域内における防犯灯の設置その他必要な措置」に改め、同条を第46条とし、第38条を第45条とし、同条の前に次の3条を加える。

（脱炭素の取組等）

第42条 事業者は、特定開発事業を行うときは、市長が別に定める基準に適合する脱炭素社会の取組を実施するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により脱炭素社会の取組を実施する事業者については、第39条第3号に規定する緑化に関する基準にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該緑化に関する基準を緩和して適用することができる。

（バス停留所に係る措置）

第43条 事業者は、開発区域周辺にバス停留所があり、バス運行事業者又は市長からその位置の変更又はバス利用環境の改善について要請があった場合は、移設先の確保、環境整備等に努めなければならない。

（公共の用に供する施設の整備計画との適合）

第44条 事業者は、開発区域内に公共の用に供する施設を整備する計画があるときは、特定開発事業の内容を当該計画に適合させるよう努めなければならない。

第37条第4項中「引継ぎ施設の用地については」を「事業者は、引継ぎ施設の用地について」に改め、同条を第41条とする。

第36条第1号ア中「開発区域内」を「開発区域内の道路」に改め、同条第3号に次のただし書を加える。

ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第36条第3号イ中「一箇所」を「1箇所」に改め、同条第4号中「防災施設」を「消防施設」に改め、同条第5号中「ごみ集積所」を「ごみ及び資源集積所」に改め、「（資源集積所との兼用のものを含む。）」を削り、同条第6号を削り、同条を第40条とする。

第35条第4号を削り、同条を第39条とする。

第3章第2節の前に次の1条を加える。

（特定開発事業の取りやめ等）

第38条 事業者は、承認申請書、第28条第1項に規定する開発（建築）計画書又は第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出後、特定開発事業を中止したときは、直ちに特定開発事業取りやめ届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場

合において、当該届出書に係る特定開発事業について、土砂の流出その他の災害発生を防止するための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し土砂の除去その他安全のために必要な措置を講ずるよう命じることができる。

- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定開発事業を取りやめたものとみなす。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 第28条第3項の規定による指導又は助言があった日から起算して2年以内に、第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書を提出しないとき。

(2) 第29条第1項に規定する標識の設置に関する届出書の提出をした日から起算して2年以内に、承認申請書を提出しないとき。

(3) 第31条及び第34条第2項の規定による承認をした日から起算して2年以内に、当該特定開発事業の工事(変更の工事を含む。)に着手しないとき。

- 4 第2項の規定は、前項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合について準用する。この場合において、第2項中「前項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合」とあるのは「次項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合」と、「当該届出書に係る特定開発事業」とあるのは「当該特定開発事業」と読み替えるものとする。

- 5 第31条又は第34条第2項の規定による承認は、第1項の規定により特定開発事業取りやめ届出書の提出があった場合又は第3項第3号の規定に該当して同項の規定により特定開発事業を取りやめたものとみなした場合においては、その効力を失うものとする。

第34条を削り、第33条を第37条とする。

第32条第1項を次のように改める。

事業者は、特定開発事業の工事が完了したときは、当該工事が完了した日の翌日から起算して8日(休日等を除く。)以内に、工事完了届出書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。

第32条第2項中「届出があった日から起算して2週間以内」を「届出があった日の翌日から起算して12日(休日等を除く。)以内」に、「承認」を「第31条又は第34条第2項の規定による承認」に改め、同条第3項中「承認」を「第31条又は第34条第2項の規定による承認」に改め、同条を第36条とする。

第31条第1項中「第27条」を「第31条」に改め、同条第2項中「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第35条とする。

第30条第1項中「第27条」を「第31条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長は、」の次に「前項の規定により」を加え、「提出を受けた場合において」を「提出があった場合は」に、「次に掲げる変更承認基準」を「第31条各号(第1号を除く。)に掲げる基準」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第34条とする。

第29条中「1週間以内」を「5日(厚木市の休日を定める条例(平成元年厚木市条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。)を除く。)以内」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第33条とす

る。

第28条第2項中「第30条第2項」を「第34条第2項」に改め、同条を第32条とする。

第27条各号列記以外の部分中「承認申請書の提出を受けた場合において」を「第27条第1項の規定により承認申請書の提出があった場合は」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 大規模特定開発事業にあっては、第28条第1項の規定による協議が整っていること。
- (2) 第29条第1項に規定する標識が適正に設置されていること。
- (3) 前条の規定による説明が適正になされていること。
- (4) 第39条及び第40条に規定する基準に適合すること。

第27条を第31条とする。

第26条第1項中「承認申請書を提出する前に」を「前条第1項の規定による標識の設置に関する届出書を提出後、第27条第1項の規定により承認申請書を提出する前までに」に改め、「近隣住民」の次に「、周辺住民（当該特定開発事業の計画について説明を求める周辺住民に限る。）及び土地の利害関係者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「次条の規定による承認を受けた」を削り、「内容」を「計画の内容」に改め、「、第30条に規定する特定開発事業変更承認申請書を提出する前に、前2項に規定する方法により」を削り、「又は周辺住民」を「、周辺住民」に、「限る。）に」を「限る。）及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

（標識の設置）

第29条 事業者は、次条第1項の規定による計画の説明を行う前に、開発区域内の見やすい位置に規則で定める特定開発事業の概要を記載した標識を設置するとともに、標識の設置に関する届出書に規則で定める図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、大規模特定開発事業においては、前条第1項の規定による開発（建築）計画書を提出する前に標識を設置するものとし、同項の協議完了後、この項本文の規定により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項に規定する標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を標識に記載し、標識の設置に関する届出書を市長に提出しなければならない。

3 標識は、風雨等に強い構造及び材質とし、その設置期間は、第1項の規定により標識を設置した日から、第36条第3項に規定する特定開発事業に関する工事の検査済証が交付される日までとする。

4 市長は、第1項の規定により提出された届出書の写し又はその内容を明らかにしたものを、公衆の縦覧に供しなければならない。

第25条を削る。

第24条の見出し中「事前協議」を「事前協議等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大規模特定開発事業を行おうとする事業者は、次条第1項ただし書の規定

による標識の設置後、前項の規定により開発（建築）計画書を提出する前までに、近隣住民及び土地の利害関係者に対して、規則で定める方法により当該大規模特定開発事業の計画について事前に周知しなければならない。

第24条を第28条とする。

第23条第2項中「第25条第4項」を「第29条第1項」に、「届け出た」を「提出した」に改め、同条を第27条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 大規模土地取引行為の届出

第26条 5,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下これらを「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利を移転しようとする者は、当該大規模土地取引行為の日の6月前までに、規則で定めるところにより市長に届け出るよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、都市計画マスタープラン及び第9条各号に掲げる計画等に照らし、当該届出を行った者に対し、必要な助言を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による助言を行おうとするときは、必要に応じてまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第2章第3節に次の1条を加える。

（地区計画等の住民原案の申出手続等）

第25条 地区計画等申出者は、規則で定めるところにより地区計画等の住民原案を市長に提出しなければならない。

2 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、速やかに第23条に定める手続を進めるものとする。

3 市長は、前項の規定による手続を進めるときは、その旨を地区計画等申出者に対して通知するものとする。

4 市長は、地区計画等の住民原案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、都市計画審議会の意見を聴いた上で、理由書を添付して地区計画等申出者に通知するものとする。

第22条の見出し中「案の申出」を「原案の申出要件等」に改め、同条第1項中「第13条第3項」を「第13条第1項」に改め、「規定により」の次に「市長と」を加え、「締結している」を「締結した」に改め、「地区計画等の原案」の次に「（以下これらを「地区計画等の住民原案」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による申出に係る地区計画等の住民原案は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 地区計画等の住民原案が都市計画法その他関係法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

(2) 地区計画等の住民原案に係る区域の土地が一団の土地であり、かつ、当該

区域の面積が1,000平方メートル以上であること。

- (3) 地区計画等の住民原案に係る区域の土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。)において、土地の所有権又は対抗要件を備えた借地権を有する者の3分の2以上の同意を得ていること。
- (4) 地区計画等の住民原案に同意した者が所有する当該区域内の土地の面積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の面積の合計が、当該区域内の土地の総面積と対抗要件を備えた借地権の目的となっている土地の総面積との合計の3分の2以上となること。
- (5) 地区計画等の住民原案の申出をしようとする者(以下「地区計画等申出者」という。)が、地区計画等の住民原案に係る区域の住民等を対象とした説明会を開催し、当該住民等の意見を聴取していること。

第22条を第24条とする。

第21条の見出し中「案の作成手続」を「原案の提示方法等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「当該公告の日から3週間」を「当該公告の日の翌日から起算して2週間」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「市長は」の次に「、前項に規定するもののほか」を加え、「説明会」を「住民説明会」に改め、「その他」の次に「当該地区計画等の原案を周知するために」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項の規定による縦覧期間満了の日までの間に、」を「第1項の規定による公告があったときは、同条第3号の縦覧期間の満了の日までに、規則で定めるところにより縦覧に供された」に改め、「意見書を」の次に「市長に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「公告の日から」を「公告の日の翌日から起算して」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第23条とする。

第20条を削る。

第17条の次に次の5条を加える。

(都市計画提案面積の最低規模等)

第18条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条ただし書に規定する条例で定める規模は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域における地区計画等に関し、1,000平方メートルとする。

(都市計画を提案することができる団体)

第19条 都市計画法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、第10条第1項の規定により認定された地域まちづくり協議会とする。

(提案することができる都市計画)

第20条 前条の規定により地域まちづくり協議会が提案することができる都市計画は、都市計画法第15条第1項の規定により本市が定める都市計画とする。

(計画提案に係る資料提出)

第21条 市長は、都市計画法第21条の3の規定による判断をするため必要があると認めるときは、計画提案(同法第21条の2第4項に規定する計画提案をいう。次条において同じ。)をした者に対し、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第13条の4の規定によるもののほか、規則で定める資料の提出を求めることができる。

(都市計画の原案の作成手続)

第22条 市長は、計画提案に基づき、都市計画の原案を作成しようとするときは、住民説明会の開催等の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、この条例による改正前の厚木市住みよいまちづくり条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項の規定により策定されたまちづくり基本計画は、この条例による改正後の厚木市住みよいまちづくり条例(以下「新条例」という。)第8条第1項の規定により策定された厚木市都市計画マスタープランとみなす。

3 施行日前に、旧条例第11条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会は、新条例第10条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり協議会とみなす。

4 施行日前に、旧条例第12条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画は、新条例第12条第1項の規定により市長の認定を受けた地域まちづくり計画とみなす。

5 この条例の施行の際、現に都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧期間を満了している都市計画の案の作成手続については、なお従前の例による。

6 新条例第4章の規定は、施行日以後に新条例第28条第1項の規定により協議がされる大規模特定開発事業又は新条例第29条第1項の規定により提出される標識の設置に関する届出書に係る特定開発事業について適用し、施行日前に旧条例第24条第1項の規定により協議がされた大規模特定開発事業又は旧条例第25条第4項の規定により届出のあった標識の設置に関する届出書に係る特定開発事業については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、施行日前に旧条例第24条第1項の規定による協議がされた大規模特定開発事業又は旧条例第25条第4項の規定により届出のあった標識の設置に関する届出書に係る特定開発事業であって、施行日から起算して2年以内に当該特定開発事業に係る旧条例第23条の規定による承認申請書の提出がないものにあつては、当該特定開発事業を取りやめたものとみなす。

8 施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(厚木市景観条例の一部改正)

9 厚木市景観条例(平成22年厚木市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第7条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。